

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。

2. 地方の行財政改革により生み出された財源は地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。

3. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

4. 新たな制度の創設や見直しに当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

また、地方に事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

5. 新型コロナウイルス感染症対策に伴い必要となる特別の財政需要に対しては、国は必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

さらに、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。